

(仮称)小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例(原案の概要)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に鑑み、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定めることとするため、「(仮称)小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例」を制定します。

1 条例制定の必要性

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部(第10条)が改正され、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、地方自治体がそれぞれの判断により基準を定めることになりました。

これに伴い、本市においても、国の示す基準を参酌し、条例を制定することとしました。

2 条例制定の目的

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、国の示す基準を参酌し、高齢者、障害者等の移動等に関し安全で円滑に利用できる道路環境を確保するため条例を制定しようとするものです。

3 条例制定の主な内容

【道路の構造に関する基準】

項目	基準の内容	
	国の示す基準(参酌基準)	本市の基準
【歩道等】 舗装	省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)第5条 歩道等の舗装の路面等を規定。	国の基準どおりとする。 ただし、排水施設を設ける場合は、杖、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝蓋を設けることを追加。
【立体横断施設】 傾斜路	省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)第13条 立体横断施設に設ける傾斜路の幅員、縦横断勾配、手すり等を規定	国の基準どおりとする。 ただし、手すりの基準に、手すりの端部が突出しない構造とすることを追加。
【立体横断施設】 通路	省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)第15条 立体横断施設に設ける通路の幅員、縦横断勾配、手すり等を規定	
【立体横断施設】 階段	省令(移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令)第16条 立体横断施設に設ける階段の幅員、踏面、手すり等を規定	
上記以外		国の基準どおりとする。

【本市の基準の考え方】

本市の基準は、省令に定められていた基準に基づいて小樽市の道路の構造に関する基準を適切に運用することを検討した結果、高齢者、障害者等の移動等に関し安全で円滑に利用できる道路環境を確保するためには、国の示す参酌基準に準拠することが妥当と判断しました。

ただし、上表に示すとおり通路等の手すりの基準等の一部は、国の示す基準より充実した内容となっている北海道福祉のまちづくり条例との整合を図った北海道の条例（案）の内容を踏まえたものにする事としました。

4 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日（予定）